

## 契約保証の種類

## 金銭的保証

保証手段	引受機関	内 容	契約書の契約保証金額欄の記載	根 拠
(1) 契約保証金の納付	-----	契約の締結に際して、受注者は契約保証金として契約金額の10分の1以上の現金を納付します。 工事が完成できない場合(契約解除)には、納付された現金は県に帰属され、工事が完成した場合には受注者に返還されます。(銀行等の支払保証のある小切手による納付も同様に取扱います。)	納付金額	三重県会計規則第75条第1項
(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供	-----	契約の締結に際して、受注者は契約保証金として有価証券等(額面金額が契約金額の10分の1以上のもの)を提供します。 工事が完成できない場合(契約解除)には、提供された有価証券等は県に帰属され、工事が完成した場合には受注者に返還されます。 [契約保証金に代わる主な有価証券等]国債、地方債、政府の保証のある債権	納付すべき金額	三重県会計規則第75条第2項、会計規則運用方針第75条関係4ア
(3) 金融機関等の保証	前払金保証事業の保証事業会社	契約の締結に際して、受注者は保証事業会社の保証(保証金額が契約金額の10分の1以上のもの)を発注者に提供します。 工事が完成できない場合(契約解除)には、発注者は損害金を当該保証事業会社に請求します。なお、この場合には、前払金保証契約の特約として取り扱われますので、前払金の保証と併せて契約する必要があります。	保証金額	三重県会計規則第75条第2項、会計規則運用方針第75条関係4イ
	銀行等	契約の締結に際して、受注者は銀行等の保証(保証金額が契約金額の10分の1以上のもの)を発注者に提供します。 工事が完成できない場合(契約解除)には、発注者は損害金を該当金融機関等に請求します。 [認められる銀行等]出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年第195号)第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他の貯金の受け入れを行う組合	保証金額	三重県会計規則第75条第2項、会計規則運用方針第75条関係4イ
(4) 履行保証保険契約の締結	保険会社	契約の締結に際して、受注者は保険会社との間で、発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結(保証金額が契約金額の10分の1以上のもの)し、当該保証保険に係る証券を発注者に提出します。 工事が完成できない場合(契約解除)には、発注者は違約金を当該保険会社に請求します。	免除	三重県会計規則第75条第4項第1号
(5) 公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証	保険会社等	契約の締結に際して、受注者は保険会社等との間で、公共工事履行保証委託契約を締結(保証金額が契約金額の10分の1以上のもの)し、当該保証証券を発注者に提出します。 工事が完成できない場合(契約解除)には、発注者は完成に要する費用を当該保険会社等に請求します。 [認められる保険会社等]保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関	免除	三重県建設工事執行規則第7条第1項第1号

## 役務的保証

保証手段	引受機関	内 容	契約書の契約保証金額欄の記載	根 拠
公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証	保険会社	発注者から役務的保証を要求された場合に限り、受注者は保険会社と公共事業履行保証委託契約を締結(保証金額が契約金額の10分の3以上で、かし担保特約を付したものに限る。)し、当該保証証券を発注者に提出します。工事が完成できない場合に、発注者は代替履行を当該保険会社に請求します。	免除	三重県建設工事執行規則第7条第1項第1号

※表中、「提供」「提出」とあるものは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証機関が定め、発注者が認めた措置を講ずることができ、この場合においては、当該保証証券等を提出等したものとみなします。